

# 平成24年度 教育委員会 第22回定例会 議案

1 日 時 平成25年2月22日（金） 午後1時30分

2 場 所 西館7階教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 事

第46号議案 平成25年度教育行政の基本方針の策定 ... 1

第47号議案 静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則 ... 5

<非>第48号議案 平成24年度条件附採用教職員の正式採用の決定 ...非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

第 46 号議案

平成 25 年度教育行政の基本方針の策定

平成 25 年度教育行政の基本方針を別紙のとおり策定する。

平成 25 年 2 月 22 日提出

静岡県教育委員会教育長

## 平成25年度 教育行政の基本方針

静岡県教育委員会は、個人として自立し、人との関わり合いを大切にしながら、よりよい社会づくりに参画し行動する「『有徳の人』の育成」を基本目標とした、静岡県教育振興基本計画「『有徳の人』づくりアクションプラン」に基づき、ライフステージに応じ、家庭・学校・地域等、社会総がかりでの施策展開に努めています。

本年度は、計画の進捗状況を踏まえ、生涯学習社会の実現に向け、関係諸機関との連携を図りながら、以下の方針により施策を実施します。

### [方針1] 「有徳の人」の育成に向け、教育への今日的な要請に対応した、実効性の高い教育行政を推進します。

- (1) 安全・安心な教育環境づくりを推進し、「命を守る教育」の充実に努めます。
- (2) 学校マネジメントの一層の向上に努めるとともに、使命感や倫理観の涵養など、頼もしい教職員の育成を目指し、信頼される学校づくりを推進します。
- (3) 自他の人権を大切にする態度や行動力を育む人権教育を推進するとともに、特別支援教育や異文化理解・交流等の充実に努めます。

### [方針2] 多様な体験活動の充実、家庭や地域等との連携により、「有徳の人」を育む学校教育を推進します。

- (1) 自然体験活動や社会貢献活動等、幼児児童生徒の多様な体験活動を推進するとともに、道徳教育の充実に図り、「徳のある人間性」を育みます。
- (2) 心と体の健康教育を推進するとともに、文化活動、体育・スポーツ活動の充実に図り、「健やかで、たくましい心身」を育みます。
- (3) 魅力ある授業づくりやきめ細かな指導・支援の充実に努め、「確かな学力」を育成します。
- (4) 地域やNPO、企業等と連携し、発達段階に応じた勤労観・職業観などを育むキャリア教育の推進や就職支援に努めます。
- (5) コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入など、学校や地域の実情、ニーズに対応した取組を支援し、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進します。

### [方針3] 「有徳の人」を育む、県民の多様なニーズに応じた生涯学習の環境づくりを推進します。

- (1) 地域や関係諸機関との連携のもと、家庭教育支援の充実に図るとともに、地域の子どもを地域で育む体制づくりに努めます。
- (2) 「『ふじのくに』子ども・若者プラン」に基づき、青少年の健全育成に向けた環境づくりを推進するとともに、青少年リーダーの育成やその活動支援に努めます。
- (3) 「読書県しずおか」づくりの推進など、県民一人一人が生涯にわたって学び続ける気運の醸成や学習環境の整備に努めます。
- (4) 歴史的・文化的資産である文化財を保護・活用し、文化財に対する県民の関心を高めるとともに、その価値の未来への継承に努めます。
- (5) 「『ふじのくに』生涯スポーツ社会」の実現を目指し、ライフステージに応じて誰もがスポーツに親しむことができる環境づくりと競技力の向上に努めます。

## 1 重点施策と主要な取組

〔新〕は、新規事業〕

**[方針1] 「有徳の人」の育成に向け、教育への今日的な要請に対応した、実効性の高い教育行政を推進します。**

## (1) 安全・安心な教育環境づくりを推進し、「命を守る教育」の充実に努めます。

- ア 安全・安心な教育環境づくり（県立学校における教育環境の整備、緊急地震速報受信システムのモデル的整備、県立学校の外壁等落下防止〔新〕）
- イ 「命を守る教育」の充実（防災教育の推進、学校の防災計画書の充実、防災キャンプの推進、防犯教育の推進、交通安全・健康教育の推進）

## (2) 学校マネジメントの一層の向上に努めるとともに、使命感や倫理観の涵養など、頼もしい教職員の育成を目指し、信頼される学校づくりを推進します。

- ア 学校マネジメントの向上と教職員の健康の保持増進（教職員人事評価制度の活用、学校運営の改善に向けた取組の推進、学校情報化の推進、教職員の健康管理の充実、メンタルヘルス対策、ライフプラン講習会の開催、クレーム対応の支援）
- イ 頼もしい教職員の育成（教職員の使命感や倫理観の涵養に向けた取組の推進、教員採用選考試験の改善等、教職員の国内外における交流の推進、中堅教員の資質向上のための研修等の実施）
- ウ 信頼される学校づくりの推進（校内研修の充実に向けた支援、広報・広聴活動の充実、教科指導の充実に向けた取組の検討等、不登校・いじめ・非行等の問題行動に対する未然防止と支援体制の構築〔新〕）

## (3) 自他の人権を大切にす態度や行動力を育む人権教育を推進するとともに、特別支援教育や異文化理解・交流等の充実に努めます。

- ア 自他の人権を大切にす態度や行動力を育む人権教育の推進（人権教育の総合的な推進）
- イ 特別支援教育の充実（多様な障害に応じた特別支援学校における教育課程の研究〔新〕、特別支援学校の整備、発達障害等のある生徒への支援の実施〔新〕）
- ウ 異文化理解・交流の推進（日中青年の発展的協力関係の構築、モンゴル国ドルノゴビ県高校生との相互交流、青少年のスポーツ交流の推進、高校生の留学支援）
- エ 外国人児童生徒への指導・支援体制の充実（外国人児童生徒トータルサポート）

**[方針2] 多様な体験活動の充実、家庭や地域等との連携により、「有徳の人」を育む学校教育を推進します。**

## (1) 自然体験活動や社会貢献活動等、幼児児童生徒の多様な体験活動を推進するとともに、道徳教育の充実に図り、「徳のある人間性」を育みます。

- ア 自然体験活動やボランティア活動の充実（「大地に学ぶ」農業体験の推進、モンゴル国ドルノゴビ県高校生との相互交流〔再掲〕、青少年教育施設の安全・安心な管理・運営）
- イ 学校における読書活動の推進（司書教諭や学校図書館司書を対象とした研修の充実）
- ウ 徳育の推進（徳育の啓発・実践、道徳教育の推進）

## (2) 心と体の健康教育を推進するとともに、文化活動、体育・スポーツ活動の充実に図り、「健やかで、たくましい心身」を育みます。

- ア 児童生徒の健康の保持増進（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、不登校・いじめ・非行等の問題行動に対する未然防止と支援体制の構築〔新〕〔再掲〕、交通安全・健康教育の推進〔再掲〕）
- イ 学校における食育の推進（食育啓発リーフレットの活用、親子でつくる学校給食メニューコンクールの開催）
- ウ 児童生徒の体力の向上に向けた取組の推進（「新体力テスト」や「体力アップコンテスト しずおか」の実施）
- エ 学校体育、文化・運動部活動への支援の充実（学校体育（武道）の推進、しずおか型部活動の推進、ジュニアスポーツ選手の育成）

## (3) 魅力ある授業づくりやきめ細かな指導・支援の充実に努め、「確かな学力」を育成します。

- ア 魅力ある授業を通じた「確かな学力」の育成（教科指導の充実に向けた取組の検討等〔再掲〕、「静岡県立の授業づくり指針」の活用、国際理解教育・外国語教育の充実、日本の次世代リーダー育成、学校情報化の推進〔再掲〕ICT教育推進のための環境整備、中堅教員の資質向上のため

の研修等の実施〔再掲〕）

- イ 科学・技術教育の振興や理数教育の充実（オーバードクター等の活用、ニュートン・プロジェクトの拡充、理科専科教員の配置等、理科の観察・実験指導等に関する研究協議会の開催〔新〕、小学校理科専科教員に向けた研修の実施〔新〕、県立高等学校への産業教育設備の整備）

- ウ 少人数教育の推進（静岡式35人学級編制の拡充）

## (4) 地域やNPO、企業等と連携し、発達段階に応じた勤労観・職業観などを育むキャリア教育の推進や就職支援に努めます。

- ア キャリア教育の充実と就職支援（キャリア教育の充実に向けた支援、高校教育への民間活力の導入推進、就職指導・支援に向けた環境整備）
- イ 多様な人材の活用による障害のある子どもの進路実現（特別支援学校の生徒の職業自立に向けた支援）

## (5) コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入など、学校や地域の実情、ニーズに対応した取組を支援し、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進します。

- ア 地域に開かれた特色ある学校づくりの推進（小・中学校統合時における学校運営支援、県立学校における教育環境の整備〔再掲〕、学校運営協議会制度の導入に向けた取組への支援）
- イ きめ細かな指導・支援の充実（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用〔再掲〕静岡式35人学級編制の拡充〔再掲〕、発達障害等のある生徒への支援の実施〔新〕〔再掲〕）

**[方針3] 「有徳の人」を育む、県民の多様なニーズに応じた生涯学習の環境づくりを推進します。**

## (1) 地域や関係諸機関との連携のもと、家庭教育支援の充実に図るとともに、地域の子どもの地域で育む体制づくりに努めます。

- ア 地域で子どもを育む体制づくり（地域における通学合宿の推進、学校支援地域本部による地域ぐるみで子どもを育む体制づくりの推進、放課後子ども教室による子どもの居場所づくりの推進、みんなで支える家庭教育支援〔新〕）
- イ 特別支援学校での超早期教育の推進（視覚障害乳幼児の発達支援）

## (2) 「“ふじのくに”子ども・若者プラン」に基づき、青少年の健全育成に向けた環境づくりを推進するとともに、青少年リーダーの育成やその活動支援に努めます。

- ア 青少年を育む環境づくり（困難を有する子ども・若者の支援体制の整備、青少年を取り巻く社会環境の整備、青少年教育施設の運営・整備）
- イ 青少年リーダーの育成と支援（青少年指導者の養成及び認定、青少年指導者を養成する団体の育成、日中青年の発展的協力関係の構築〔再掲〕）

## (3) 「読書県しずおか」づくりの推進など、県民一人一人が生涯にわたって学び続ける気運の醸成や学習環境の整備に努めます。

- ア 学習機会の提供と学習環境の整備（「ふじのくにゆうゆうnet」の活用促進、社会教育指導者研修の実施等、学びの「宝箱」の活用）
- イ 「読書県しずおか」づくり（子どもと大人の読書活動の推進、県立中央図書館の機能や資料の充実）

## (4) 歴史的・文化的資産である文化財を保護・活用し、文化財に対する県民の関心を高めるとともに、その価値の未来への継承に努めます。

- ア 文化財の保護（文化財の調査、文化財の保存・修理や埋蔵文化財調査等への助成、東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査支援、発掘体験講座等の開催）
- イ 文化財への誇りと愛着の育成（文化財クローズアップの実施、関東ブロック民俗芸能大会の開催、埋蔵文化財の公開の充実）
- ウ 文化財の価値の継承（静岡県文化財建造物監理士養成講習会の実施、文化財等救済の体制整備）

## (5) 「“ふじのくに”生涯スポーツ社会」の実現を目指し、ライフステージに応じて誰もがスポーツに親しむことができる環境づくりと競技力の向上に努めます。

- ア ライフステージに応じたスポーツに親しむ環境づくり（生涯スポーツの振興、キッズスポーツインストラクターの派遣、スポーツ施設の管理運営、青少年のスポーツ交流の推進〔再掲〕）
- イ 競技力の向上（競技力向上対策の推進、ジュニアスポーツ選手の育成〔再掲〕）

第 47 号議案

静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成 25 年 2 月 22 日提出

静岡県教育委員会教育長

静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 月 日

静岡県教育委員会委員長 高橋 尚子

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

静岡県立特別支援学校学則（平成19年静岡県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後								
別表第1（略）							別表第1（略）								
名称	(略)	学科	高等部生徒定員				計	名称	(略)	学科	高等部生徒定員				計
			第1 学年	第2 学年	第3 学年						第1 学年	第2 学年	第3 学年		
(略)							(略)								
静岡県立藤枝 特別支援学校 焼津分校	(略)	普通	45	<u>54</u>	<u>63</u>	<u>162</u>	静岡県立藤枝 特別支援学校 焼津分校	(略)	普通	45	<u>45</u>	<u>45</u>	<u>135</u>		
		普通	18			18			普通	18	<u>9</u>	<u>18</u>	<u>45</u>		
(略)							(略)								

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

< 第 47 号議案 概要 >

静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

1 改正理由

県立藤枝特別支援学校焼津分校（高等部）の設置に伴い、所要の改正を行うこととした。（別表第 1 関係）

2 改正の概要

県立藤枝特別支援学校焼津分校の設置に伴う所要の改正

(1) 県立藤枝特別支援学校焼津分校高等部第 2 学年、第 3 学年の定員改正

定 員 高等部 2 年 9 人

高等部 3 年 18 人

(2) 県立藤枝特別支援学校高等部第 2 学年、第 3 学年の定員改正

定 員 高等部 2 年 45 人

高等部 3 年 45 人

3 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日

# 新 旧 对 照 表

# 新 旧 対

規則名 静岡県立特別支援学校学則（平成19年静岡県教育委員会規則第8号）

## 改 正 前

別表第1（第5条関係）

名称	対象	位置	部	学科	高等部生徒定員			
					第1学年	第2学年	第3学年	計
静岡県立沼津視覚特別支援学校	視覚障害	沼津市米山町6-20	幼稚部 小学部 中学部					
静岡県立静岡視覚特別支援学校	視覚障害	静岡市駿河区曲金六丁目1-5	幼稚部 小学部 中学部					
静岡県立浜松視覚特別支援学校	視覚障害	浜松市中区葵西五丁目9-1	幼稚部 小学部 中学部 高等部	普通 保健医療	8 16	8 16	8 16	24 48
静岡県立沼津聴覚特別支援学校	聴覚障害	沼津市泉町4-1	幼稚部 小学部 中学部 高等部	生産応用 特進技能	8 8	8 8	8 8	24 24
静岡県立静岡聴覚特別支援学校	聴覚障害	静岡市駿河区中村町251	幼稚部 小学部 中学部					
静岡県立浜松聴覚特別支援学校	聴覚障害	浜松市中区幸三丁目25-1	幼稚部 小学部 中学部					
静岡県立東部特別支援学校	肢体不自由	伊豆の国市寺家235	小学部 中学部 高等部	普通	18	24	18	60
伊東分校	知的障害	伊東市幸町1-5	小学部 中学部					
伊豆高原分校	知的障害	伊東市八幡野1120	高等部	普通	15	9	24	48
伊豆下田分校	知的障害	下田市五丁目3-1	小学部 中学部					
伊豆松崎分校	知的障害	賀茂郡松崎町桜田188	高等部	普通	9	12	12	33
川奈分校	病弱	伊東市川奈510-7	小学部 中学部					

# 照 表

## 改 正 後

別表第1（第5条関係）

名称	対象	位置	部	学科	高等部生徒定員			
					第1 学年	第2 学年	第3 学年	計
静岡県立沼津 視覚特別支援 学校	視覚障害	沼津市米山町6 -20	幼稚部 小学部 中学部					
静岡県立静岡 視覚特別支援 学校	視覚障害	静岡市駿河区曲 金六丁目1-5	幼稚部 小学部 中学部					
静岡県立浜松 視覚特別支援 学校	視覚障害	浜松市中区葵西 五丁目9-1	幼稚部 小学部 中学部 高等部	普 通 保健医療	8 16	8 16	8 16	24 48
静岡県立沼津 聴覚特別支援 学校	聴覚障害	沼津市泉町4-1	幼稚部 小学部 中学部 高等部	生産応用 特進技能	8 8	8 8	8 8	24 24
静岡県立静岡 聴覚特別支援 学校	聴覚障害	静岡市駿河区中 村町251	幼稚部 小学部 中学部					
静岡県立浜松 聴覚特別支援 学校	聴覚障害	浜松市中区幸三 丁目25-1	幼稚部 小学部 中学部					
静岡県立東部 特別支援学校	肢体不自由	伊豆の国市寺家 235	小学部 中学部 高等部	普 通	18	24	18	60
伊東分校	知的障害	伊東市幸町1-5	小学部 中学部					
伊豆高原分校	知的障害	伊東市八幡野 1120	高等部	普 通	15	9	24	48
伊豆下田分校	知的障害	下田市五丁目3 -1	小学部 中学部					
伊豆松崎分校	知的障害	賀茂郡松崎町桜 田188	高等部	普 通	9	12	12	33
川奈分校	病弱	伊東市川奈510 -7	小学部 中学部					

# 新 旧 対

規則名 静岡県立特別支援学校学則（平成19年静岡県教育委員会規則第8号）

## 改 正 前

静岡県立御殿場特別支援学校	知的障害	御殿場市神山1553-3	小学部 中学部 高等部	普通	24	33	24	81
静岡県立沼津特別支援学校 伊豆田方分校 愛鷹分校	知的障害	沼津市大塚823-1	小学部 中学部 高等部	普通	48	48	39	135
	知的障害	田方郡函南町塚本961	高等部	普通	9	18	9	36
	知的障害	沼津市岡一色875	高等部	普通	18			18
静岡県立富士特別支援学校 富士宮分校	知的障害	富士市大淵3773-1	小学部 中学部 高等部	普通	48	39	36	123
	知的障害	富士宮市宮北町233	高等部	普通	27	27	27	81
静岡県立清水特別支援学校	知的障害	静岡市清水区八坂東一丁目16-1	小学部 中学部 高等部	普通	30	39	30	99
静岡県立静岡南部特別支援学校	肢体不自由	静岡市駿河区曲金五丁目3-30	小学部 中学部					
静岡県立静岡北特別支援学校 南の丘分校	知的障害	静岡市葵区漆山796	小学部 中学部 高等部	普通	48	48	39	135
	知的障害	静岡市駿河区有東三丁目4-17	高等部	普通	18	18	18	54
静岡県立中央特別支援学校	肢体不自由	静岡市葵区漆山777	小学部 中学部 高等部	普通	33	33	33	99
静岡県立藤枝特別支援学校 焼津分校	知的障害	藤枝市前島2281-1	小学部 中学部 高等部	普通	45	54	63	162
	知的障害	焼津市焼津五丁目5-2	高等部	普通	18			18
静岡県立袋井特別支援学校 御前崎分校 磐田見付分校	知的障害	袋井市高尾2753-1	小学部 中学部 高等部	普通	48	39	42	129
	知的障害	御前崎市池新田2907-1	高等部	普通	18	18	18	54
	知的障害	磐田市見付2031-2	高等部	普通	18	18	18	54

# 照 表

## 改 正 後

静岡県立御殿場特別支援学校	知的障害	御殿場市神山1553-3	小学部 中学部 高等部	普通	24	33	24	81
静岡県立沼津特別支援学校	知的障害	沼津市大塚823-1	小学部 中学部 高等部	普通	48	48	39	135
伊豆田方分校	知的障害	田方郡函南町塚本961	高等部	普通	9	18	9	36
愛鷹分校	知的障害	沼津市岡一色875	高等部	普通	18			18
静岡県立富士特別支援学校	知的障害	富士市大淵3773-1	小学部 中学部 高等部	普通	48	39	36	123
富士宮分校	知的障害	富士宮市宮北町233	高等部	普通	27	27	27	81
静岡県立清水特別支援学校	知的障害	静岡市清水区八坂東一丁目16-1	小学部 中学部 高等部	普通	30	39	30	99
静岡県立静岡南部特別支援学校	肢体不自由	静岡市駿河区曲金五丁目3-30	小学部 中学部					
静岡県立静岡北特別支援学校	知的障害	静岡市葵区漆山796	小学部 中学部 高等部	普通	48	48	39	135
南の丘分校	知的障害	静岡市駿河区有東三丁目4-17	高等部	普通	18	18	18	54
静岡県立中央特別支援学校	肢体不自由	静岡市葵区漆山777	小学部 中学部 高等部	普通	33	33	33	99
静岡県立藤枝特別支援学校	知的障害	藤枝市前島2281-1	小学部 中学部 高等部	普通	45	45	45	135
焼津分校	知的障害	焼津市焼津五丁目5-2	高等部	普通	18	9	18	45
静岡県立袋井特別支援学校	知的障害	袋井市高尾2753-1	小学部 中学部 高等部	普通	48	39	42	129
御前崎分校	知的障害	御前崎市池新田2907-1	高等部	普通	18	18	18	54
磐田見付分校	知的障害	磐田市見付2031-2	高等部	普通	18	18	18	54

# 新 旧 対

規則名 静岡県立特別支援学校学則（平成19年静岡県教育委員会規則第8号）

## 改 正 前

静岡県立浜北 特別支援学校	知的障害	浜松市浜北区 中瀬1621	小学部 中学部 高等部	普 通	33	39	33	105
静岡県立天竜 特別支援学校	病弱	浜松市天竜区渡 ヶ島201-2	小学部 中学部 高等部	普 通	18	21	18	57
静岡県立浜松 特別支援学校	知的障害	浜松市南区江之 島町1266-2	小学部 中学部 高等部	普 通	48	39	39	126
磐田分校	知的障害	磐田市西貝塚 3577-1	小学部 中学部					
城北分校	知的障害	浜松市中区住吉 五丁目16-1	高等部	普 通	18	18	18	54
静岡県立西部 特別支援学校	肢体不自由	浜松市北区根洗 町130	小学部 中学部 高等部	普 通	24	15	21	60
静岡県立浜名 特別支援学校	知的障害	湖西市新居町 浜名1855-71	小学部 中学部 高等部	普 通	21	24	12	57

# 照 表

## 改 正 後

静岡県立浜北 特別支援学校	知的障害	浜松市浜北区 中瀬1621	小学部 中学部 高等部	普 通	33	39	33	105
静岡県立天竜 特別支援学校	病弱	浜松市天竜区渡 ヶ島201-2	小学部 中学部 高等部	普 通	18	21	18	57
静岡県立浜松 特別支援学校	知的障害	浜松市南区江之 島町1266-2	小学部 中学部 高等部	普 通	48	39	39	126
磐田分校	知的障害	磐田市西貝塚 3577-1	小学部 中学部					
城北分校	知的障害	浜松市中区住吉 五丁目16-1	高等部	普 通	18	18	18	54
静岡県立西部 特別支援学校	肢体不自由	浜松市北区根洗 町130	小学部 中学部 高等部	普 通	24	15	21	60
静岡県立浜名 特別支援学校	知的障害	湖西市新居町 浜名1855-71	小学部 中学部 高等部	普 通	21	24	12	57

**第22回定例会 報告事項**

番号	項 目	Page
1	教職員コンプライアンス委員会の開催結果	1
2	「みらいマップ jr.」の配布	3
3	平成 25 年 2 月県議会臨時会の答弁状況	4
	平成 25 年 3 月の主要行事予定	5
4	< 非 > 県内文化財の国宝及び重要文化財指定	非

## 教職員コンプライアンス委員会の開催結果

(教育総務課)

- 1 開催日時 平成 25 年 1 月 29 日 (火) 午後 2 時から午後 3 時 30 分
- 2 場 所 県庁本館特別会議室
- 3 委員名  
静岡大学人文学部法学科教授 日 詰 一 幸 (委員長)  
聖隷三方原病院 臨床心理士 岡 田 光 夫 (今回欠席)  
弁護士 橋 本 裕 子  
株式会社大丸松坂屋百貨店 業務推進部長 鈴 木 健 一  
静岡県公立高等学校 P T A 連絡協議会理事 五 十 嵐 洋 俊 (今回欠席)  
静岡県 P T A 連絡協議会母親委員長 杉 山 香 織
- 4 議 事
  - (1) 懲戒処分の件数
  - (2) 通報制度の運用状況
  - (3) 不祥事根絶の取組状況
    - ア 不祥事根絶に向けた取組
    - イ 学校 (セクハラ) 相談員研修の実施状況
    - ウ 焼津水産高校における不祥事根絶の取組
    - エ 体罰根絶の取組
  - (4) 教職員のメンタルヘルス対策
- 5 委員からの主な意見
  - (1) 不祥事根絶に向けた取組  
今年度は、重点的に取組む中で教職員の意識が変化し、効果が上がっていることは理解できるが、今後は、対処療法的ではなく、常日頃から不祥事根絶の意識が芽生えるように、いかに継続的に取組んでいくかが課題である。
  - (2) 学校 (セクハラ) 相談員研修の実施状況
    - ア 研修で身に付いたことを、各学校での活動にどのように繋げていくかが次の課題である。また、研修では、個々の実際的な事例について、「あなたならどうするのか」といった、経験的な研修を取り入れると良い。
    - イ 学校 (セクハラ) 相談員の構成について、教頭など特定の職員に集中しないように配慮してほしい。

( 3 ) 焼津水産高校における不祥事根絶の取組

- ア 校長のリーダーシップや学校を預かる者としての熱意の重要性を痛感した。
- イ 高校生になると親が学校に関わることが少なくなるが、水産高校のように、もっとPTAをうまく使い、家庭を巻き込むと取組が具体化して円滑に進むと思われる。
- ウ 校長が転勤したとき、新たなリーダーの下で改革を進めていくことは良い事であるが、これまで培った良いものが失われてしまうこともあり、不安がある。
- エ 良い取組を積極的に情報提供することで、他校でもすばらしい取組が起こってくる可能性もある。また、良い取組に対する表彰は大事で、表彰を受けたものは、それを伝統として守り続けるという前向きな意識が醸成される。

( 4 ) 体罰根絶の取組

- ア 最近の報道では、部活動での体罰がクローズアップされているが、体罰は部活動に限らないため、学校生活全般について管理職による巡回や日頃の発言に注意するなど目配りしてくれると保護者としては安心する。
- イ 体罰が、生徒指導という名の下で生徒を服従させている。生徒に対する人権が十分理解されていない。
- ウ 一方、生徒との信頼関係のベースとなる躰が、家庭で行われなくなっており、先生方にも苦勞があると思う。体罰を容認するわけではないが、子どもの頃、先生からもらった「げんこつ」には、しっかりとした理由があり、今思えば、それが自分の為になっており、一つの躰であった。

( 5 ) 教職員のメンタルヘルス対策

- ア 教職員のメンタルな部分は、コミュニケーションの問題もあり、互いに見守り合える関係が職場の中に出来ると良い。話しやすい雰囲気や自分の困りごとを上司が聞いてくれるなどといった環境が人間関係の中で出来ると良い。
- イ 民間企業のメンタルヘルス対応は、セルフケアとコミュニケーションの中で、少しおかしいねという「気付き」などの予防に主眼を置いている。
- ウ 平成 23 年度の教職員の精神疾患による特別休暇等の構成比率 0.76%は、教職員の場合は仕事に対するモチベーションが高いため、一般企業と比較して低いと思われるが、その分、逆にプレッシャーとなり、予防が出来ない場合に長期間に及ぶと思われる。

6 今後の対応

今回いただいた意見等は、来年度に向けた取組みに反映していく。

7 次回開催予定

平成 25 年 6 月頃 ( 予定 )

## 「みらいマップ」r .」の配布

(学校教育課小中学校教育室)

### 1 目的

小学校高学年の児童用に、キャリア教育の補助教材として制作した。

中学、高等学校へと続くキャリア発達の過程の中で、小学校高学年の児童にとって必要なことを、学校での日常生活や特別活動を通して考え、また将来に夢や希望を持つことの大切さを伝えることを目的としている。

### 2 冊子の内容

小学校高学年におけるキャリア発達課題を身に付けたい力と考え構成した。

章	タイトル	内 容	対象
1 章	役割について考えよう ～係・委員会活動～	学校の中でいろいろな役割を受け持つなかで、役割を果たすことが大切であることを学ぶ。	5 年生
2 章	集団の活動について考えよう ～集団宿泊活動～	集団宿泊活動を通じて、集団活動を円滑に行うために必要な力について学ぶ。	5 年生
3 章	仕事について考えよう ～修学旅行～	修学旅行を通じて、社会には様々な仕事があり、その仕事はつながっていることを、また実際に働く人のインタビューから働く人の思いを知り、仕事の大切さを学ぶ。	6 年生
4 章	あなたの夢を描こう ～未来に夢見る～	大人たちの輝いている姿を見ながら、将来に夢や希望を持ち、夢や希望をかなえるためにがんばろうという志を持つことの大切さを学ぶ。	6 年生

### 3 配布先と配布部数 (平成 25 年 2 月中旬配布)

配 布 先	配 布 対 象	配 布 部 数
県内公立小学校	平成 25 年度小学校 5・6 年生	45,125 冊
指定都市公立小学校	各小学校 1 冊	195 冊
市町教育委員会	各教委 2 冊	70 冊
県教委関連機関 総合教育センター、経済産業部等		410 冊
合 計		45,800 冊

平成25年2月県議会臨時会の答弁状況

(教育総務課)

1 常任委員会(2月12日)

第1号議案 平成24年度静岡県一般会計補正予算について

	質問者	質問項目	答弁者
1	宮沢 正美 (自改、三島市)	学校地震対策総合推進事業費 マンホールトイレの補正予算計上の理由、必要性	財務課長
2	阿部 卓也 (民主、浜松市浜北区)	" マンホールトイレの型式、設置・管理上の問題点、市町との連携	教育長 財務課長
3		産業教育設備費 パソコン更新の実施校	学校教育課参事
4	早川 育子 (公明、富士市)	学校地震対策総合推進事業費 マンホールトイレ前倒し執行の効果	教育長 財務課長
5		産業教育設備費 パソコンの更新期間	学校教育課参事
6	小長井 由雄 (民主、静岡市葵区)	学校地震対策総合推進事業費 マンホールトイレの校内での確認者、下水道本管の耐震性の確認	財務課長
7		産業教育設備費 パソコンの更新時期	学校教育課参事
8	安間 英雄 (自改、磐田市)	学校地震対策総合推進事業費 マンホールトイレの施工に伴う教育活動への影響	財務課長
9		産業教育設備費 産業教育設備更新	学校教育課参事
10	橋本 一美 (民主、熱海市)	学校地震対策総合推進事業費 マンホールトイレ整備の可能な校数	財務課長
11		産業教育設備費 クラウドの活用	学校教育課参事

質問・答弁の要旨は別紙のとおり

報告事項

平成 25 年 2 月 22 日

(件 名)

## 平成 25 年 3 月の主要行事予定

日 時	行 事 名	会 場 等
3 / 7 (木) 未定	教育委員会定例会 ( 3 月第 1 回 )	県庁西館 7 階教育委員会議室
3 / 9 (土) 午後	第 4 回教育行政のあり方検討会	県庁別館 2 階第 1 会議室
3 / 15 (金) 未定	教育委員会定例会 ( 3 月第 2 回 )	県庁西館 7 階教育委員会議室

全委員

### < 県議会 2 月定例会の日程 >

開 会 2 月 21 日 ( 木 )  
本会議 ( 質問 ) 2 月 27 日 ( 水 ) ~ 3 月 6 日 ( 水 )  
委 員 会 3 月 8 日 ( 金 ) ・ 11 日 ( 月 ) ~ 13 日 ( 水 )  
閉 会 3 月 19 日 ( 火 )  
会 期 27 日間

第22回定例会 追加報告事項

番号	項 目	Page
5	< 非 > 重大な生徒指導事案報告	非